

盛岡広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和3年2月16日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

- 1 路線名 紫波インター線
- 2 供用開始の区間 紫波郡紫波町北日詰字白旗41番地先から25番4地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年2月16日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和3年2月16日から同年3月16日まで